

平成 26 年度第 1 回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会

議 事 要 旨

1 日時 平成26年 4 月22日（火）午後 7 時00分～午後 8 時00分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

松本会長、大野副会長、江本委員、齊藤委員、榊委員、真如委員、橋本委員、本多委員

（2）説明員

課税課：池谷課長、小川主査、子育て支援課：田中課長、原田係長

（3）事務局

企画部：早川部長、企画政策室法務担当：乙幡主幹 指田主査 長谷川主事

4 傍聴者 0名

5 議題

（1）諮問第48号 「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」

（2）諮問第49号 「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」

（3）諮問第50号 「個人情報の目的外の利用について」

6 議事要旨

会 長 まず、諮問第48号「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 本市においては、個人情報保護条例第14条第2項の規定により電気通信回線を利用して昭島市役所以外へ個人情報を提供することが禁止されているが、このたび総務省自治税務局から「国と地方団体との資料情報等の相互提供における電子的送付について」という文書が示され、市が保有する扶養是正情報等の国税庁への提供について通信回線機能を利用する環境が整ったことから、同項ただし書の規定に基づき意見を伺うものである。国の取り扱う所得税は個人の申告に基づき課税するものであり、国はそれぞれの世帯内の所得や扶養関係の情報を所持していない。例をあげて説明すると、ある市民の所得税課税上は、子を扶養していることになっているが、実はその子に扶養控除の要件を超える所得があるといった情報は、市のみで確認でき、扶養是正情報等とはこうした世帯内の控除適用が誤っている場合に、市から国税庁に提供される情報のことである。現在、こうした情報の国税庁への提供は書面により行っているところだが、今後電子化による業務の標準化及び事務の効率化の観点から通信回線機能を利用した提供を行いたいと考えている。市から発信された情報は、L G W A N回線及びe L - T A Xポータ

ルセンターと国税庁を結ぶ専用の回線を通じて国税庁に到達し、その経路は全て外部から閉ざされた安全なものである。個人情報保護条例第14条第2項ただし書の規定のとおり、本件は事務執行上の必要性等が認められ、また個人情報について必要な保護措置が講じられていることから、本審議会のご意見を伺うものである。なお、提供する個人情報、使用する電気通信回線、提供開始時期、使用頻度は、諮問文に記載のとおりである。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 所得税の申告の誤りは年に何件あるのか。

説明員 平成25年度中に本市から国税庁に提供した件数は、1,255件である。

委 員 提供する情報に学校は含まれるのか。また、勤務先の情報とは必要なのか。

説明員 所得税に関する情報であるので、通学先としての学校は含まれない。学生については、収入があればその収入先の情報が含まれる。勤務先の情報については、収入先の情報を明確にするため必要となります。

委 員 この案件については、税の正しい執行に必要不可欠なので、やむを得ないのではないのか。

委 員 扶養是正情報等を提供する必要があるのはどういった場合か。

説明員 所得税の計算については、本人の申告に基づくものであり、その際に誤って申告されたものであると考える。その誤りについては、本人が気づいて訂正申告されることもあるが、主には市からの情報の提供に基づき国税庁で訂正される。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承とする。

会 長 諮問第49号「電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について」について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 主な事業所や法人においては、特別徴収を行う前段として従業員の給与支払報告書を書面、光ディスク又はインターネットによるe L-TAX等により市町村に提出し、市町村においては、提出された報告書により計算した住民税額を書面で事業者へ通知している。平成24年の地方税法の改正により諮問文に記載の事業者においては、平成25年からこの給与支払報告書の提出方法について、コンピュータの通信回線機能を利用するか、光ディスク等の記録媒体を利用することが義務付けられた。この義務付けに伴い、本市では、事務の効率化及び事業者の利便性の向上の観点から給与支払報告書を通信回線機能を利用して提出した事業者に対し、税額通知を同様に通信回線機能を利用して送付したいと考えている。本市から発信された情報は、LGWAN回線及びインターネット回線を通じて事業者へ到達することとなり、この間情報はすべて暗号化され、またインターネット回線においても、情報はe L-TAXポータルセンターから自動的に送信されるものではなく、各事業者が取得操作を行って初めて到達するものである。個人情報保護条例第14条第2項ただし書の規定のとおり、本件は事務執行上の必要性等が認められ、また、個人情報について必要な保護処置が講じられていることから、本審議会のご意見を伺うものである。なお、提供する個人情報、使用する電気通信回線、提供開始時期、提供頻度は諮問文中に記載のとおりである。

会 長 本件について意見、質問等を求める。

委 員 情報の取得操作について、操作を誤った場合は情報が第三者に渡ってしまうのか。

説明員 取得操作については、各事業者が付された番号とそれに対応するパスワードが必要になることから誤って情報を取得することはないと考える。

委 員 対象となる事業者は、昭島市に何社あるのか。

説明員 現在把握をしているのは、9社である。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承とする。

会 長 諮問第50号「個人情報の目的外の利用について」について審議する。諮問について説明を求める。

説明員 政府の方針により、「好循環実現のための経済対策」に基づき、消費税率引上げに際して、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給することとなった。本市では、給付金の支給事務に当たり事務の円滑化を図るため、子ども家庭部子育て支援課で保有する平成26年1月分の児童手当の支給情報を用いて支給する対象者を抽出し、この給付金の支給申請書を送付したいと考えている。これが条例第13条1項により禁止されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものである。利用する個人情報としては、児童手当の受給者に係る情報として、氏名、生年月日、住所、連絡先、振込口座情報、また児童手当の支給対象児童に係る情報として、氏名、続柄、性別、生年月日である。実施時期については、平成26年6月上旬からの作業を予定している。子育て世帯臨時福祉給付金の概要については、別紙資料のとおりである。まず支給対象者については、平成26年1月1日において平成26年1月分の児童手当の受給者で、その者の平成25年度の所得が児童手当の所得制限額に満たないものとされている。対象児童については、支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童である。金額については、対象児童1人当たり1万円となっている。給付金支給の考え方については、消費税率8%への引き上げに際し子育て世帯への影響を緩和する点から実施するものである。これについては、臨時福祉給付金の給付額を参考に対象児童1人当たり1万円とされている。支給回数については、給付措置は臨時特例的に行うものであり、1回限りとされている。

委 員 今回の給付金の根拠は何か。

説明員 政府の決定によるものである。給付金にかかる経費については、全て国の負担となる。

委 員 そもそも今回の案件の個人情報の目的外利用の考え方は。

事務局 児童手当に関する情報として保有するものを子育て世帯臨時特例給付金の事務に利用するものであり、本来の児童手当の事務とはまったく異なるものであることから目的外の利用と考える。

委 員 支給対象者の要件である平成26年1月分の児童手当の受給者と平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者の関係性はどうか。

説明員 児童手当の所得判定については、毎年6月に行っており、平成25年の所得の所得制限額の判定

は平成26年6月以降の児童手当の支給に影響することから、平成26年1月分の児童手当の受給者であっても、平成25年の所得が所得制限額を超える場合もある。なお、所得の判定に当たっては、給付金の申請書に誓約・同意欄を設け、申請者の所得情報を調査することについて同意をとる。

委 員 給付金の申請書を全件に出すわけにはいかないのだから、対象を限定することは必要なのではないか。

委 員 今回の目的外利用としては、対象者の抽出と申請書の送付の2点ということによろしいか。

説明員 そのとおりである。

会 長 ほかに意見、質問等がなければ、本件については、これを了承してよろしいか。

(「はい」の声あり)

会 長 それでは、原案のとおり了承とする。

これをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。